

労働基準広報 2022 No.2116 11/11

CONTENTS

特集 募集情報等提供事業の業務運営要領① ————— 10

事務所を構え募集情報等提供を行う旨の看板を掲げている場合は原則として事業性あり

(編集部)

●トピック/育休中の保険料免除等の取扱いに関する通知 ————— 23

連続する2以上の育児休業等は同一の子に係る育児休業等以外も適用に

(編集部)

●相談です! 弁護士さん ————— 31

相談58「従業員が企業秘密を漏洩しました」～秘密保持義務違反に伴う諸問題～

従業員の秘密保持義務違反に対しては懲戒解雇や退職金不支給などの検討を

(執筆/弁護士・伊藤昇平(佐藤・小川法律事務所)
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●新型コロナ関連の緊急法律相談《第27回》— 40

降格による賃金減額、育休取得とマタハラ・パタハラ、労災

降格の性質を考慮することに加えて権利濫用に当たらないように注意

(畔山総合法律事務所 代表弁護士 畔山亨)

●NEWS ————— 1

◆「賃金デジタル払い」の改正省令案がパブコメに/今年11月公布・来年4月施行など示す

◆第50回 労働政策審議会/裁量労働制や雇用保険財政の健全化に複数の意見

◆第54回 社会保険労務士試験/受験4万633人中2134人合格して合格率は5.3%に

◆労政審・第185回 職業安定分科会/林業労働力確保促進法の基本方針の変更案を了承

ほか

●ひと・はなし

加藤勝信 厚生労働大臣 ————— 30

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ④ ————— 46

(労働評論家・飯田康夫)

●わたしの監督雑感 ————— 54

愛知・江南労働基準監督署長 藻谷岳志

●労務相談室だより ————— 56

労務相談室

回答者

社会保険 [就業日を除くと育休期間は1ヵ月未満に] 賞与の社会保険料免除は — 48 特定社労士・三戸礼子

不利益変更 [退職手当を廃止し時間外割賃支給に移行] 不利益変更にあたるか — 50 弁護士・岡村光男

労働基準法 [勤務時間の異なる週2回の休日出勤] 法定休日労働の日選べるか — 52 弁護士・山口毅

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内